

指定入院医療機関における医療観察法病棟入院料に係る届出受理状況

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法」（平成 17 年厚生労働省告示 365 号）に規定される医療観察法病棟入院料について、管内の指定入院医療機関における届出受理状況は、下表のとおりです。

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

項番	指定入院医療 機関名称	指定入院医療 機関所在地	医療観察法病棟入院料の種別	算定開始年月日
1	長崎県精神医 療センター	長崎県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
2	県立始良病院	鹿児島県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
3	独立行政法人 国立病院機構 琉球病院	沖縄県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
4	独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療 センター	佐賀県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
5	独立行政法人 国立病院機構 菊池病院	熊本県	医療観察地域移行支援病棟入 院料	令和 8 年 6 月 1 日